

令和2年度 第1回富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会

議事録

開催日：令和2年10月8日

場所：山梨県立図書館2F多目的ホール

I. 開 会

○金子副所長 これより第1回富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会を開催させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しい中、出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は本日の進行を務めさせていただきます甲府河川国道事務所副所長の金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせさせていただきました。カメラ撮りは座長の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また取材の皆様にお伝えいたします。記者発表でお知らせしております取材に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

あわせまして、職員等による記録撮影を行っておりますので、御了承願います。

続きまして、資料の確認です。先ほど、規則、運営要領を確認した際に確認させていただきましたので、ここでは省略させていただきます。なお、運営要領は先ほど了承されておりますので、案を取っていただくようお願いいたします。

II. 甲府河川国道事務所長挨拶

○金子副所長 続きまして、議事次第の2として、甲府河川国道事務所長の濱谷より挨拶をさせていただきます。

○濱谷甲府河川国道事務所長 ただいま御紹介いただきました国土交通省甲府河川国道事務所の事務所長をしております濱谷と申します。

皆さん、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また平素より富士川の治水対策を初めとした当事務所の取り組みに御理解、御協力

いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、皆様は御承知でございますけれども、昨今、気候変動に伴いまして、全国規模で水害の頻発・激甚化が生じてございます。それを受けまして、国土交通本省としては、あらゆる関係者が共同して流域全体で行う流域治水への転換といった方針を7月に打ち出したところでございます。富士川水系におきましても、先月の9日に流域治水協議会を立ち上げまして、これから流域治水といった取り組みを進めていこうということを始めたところでございます。

流域治水を進めていくためには、集水域から氾濫域にわたる流域全体で流域対策ですとか、ソフト対策も含めて総合的に進めていくことが大事だということで、皆様と連携しながらやっていくことも当然大事ですが、一方で、河川管理者がこれまで行ってきました治水対策そのものについても、より一層の推進を図っていくことが重要であると考えてございます。

治水対策について、富士川の河川整備計画は平成18年に策定してございます。その策定から10年以上が経過していることもございますので、社会情勢の変化ですとか、新たな視点といったことが出てきてございますから、河川整備計画の点検を行うことですとか、本来であれば関東地方整備局の事業評価監視委員会で河川整備に対する事業評価を行うところでございますが、事業評価監視委員会にかわって事業評価の御審議をいただくという、その2点の場といたしまして、このたび富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会を設置させていただいたところでございます。

本日は、委員の皆様方から御忌憚のない意見をいただき、活発な御議論をいただけるようお願いしたいということでございます。

以上をもちまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○金子副所長 ありがとうございました。

III. 委員等紹介

○金子副所長 引き続き、議事次第の3、委員等の御紹介です。時間の都合上、当方から委員名簿の順にお名前だけ御紹介させていただきたいと思っております。

秋山信彦委員。

浅見佳世委員、ウェブでの参加となります。

大浜秀規委員。

大山 勲委員。

風間ふたば委員。

絹村敏美委員、ウェブでの参加となります。

河野多美委員、ウェブでの参加となります。

末次忠司委員。

砂田憲吾委員。

萩原三雄委員。

馬籠 純委員。

武藤慎一委員。

渡邊祥司委員。

よろしくお願いいたします。

なお、先ほどの会議におきまして末次委員が座長に選出されております。末次委員、座長席へ移動をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

IV. 座 長 挨 拶

○金子副所長 続きまして、議事の4として座長挨拶です。末次座長、御挨拶をお願いいたします。

○末次座長 皆さん、こんにちは。座長の山梨大学の末次です。

本日、私が座長に選ばれましたのは、地元の専門家だということもあると思いますけれども、以前、河川整備基本方針策定のときにちょっと携わったこともありますので、ちゃんと面倒を見ろということだと思います。

今日の委員会はいろいろな領域のメンバーがいらっシャっていますので、それぞれの分野から御意見をいただければと思っております。特に、ここ数年は水害が各地で発生していますので、ちゃんとした計画を立てて、もし水害が発生したとしても、「計画をちゃんと立てていたので、被害が少なく済んだね」となればよろしいかと思っておりますので、そういった計画づくりに御協力をお願いしたいと思います。

最後まで御議論のほど、よろしくお願いいたします。

○金子副所長 ありがとうございます。

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。御協力をお願いいたします。

V. 富士川水系河川整備計画の点検について

○金子副所長 議事次第5に入ります。

委員の皆様にはお願いがございます。御発言に当たりまして、挙手いただき、事務局がお手元にマイクをお届けいたしますので、所属、お名前の後に御発言をお願いしたいと思います。ウェブ参加の委員におかれましては、ウェブソフト上で手を挙げるボタンを押していただくか、画面上で手を挙げてお知らせいただければ、座長の指名の後、所属、お名前、御発言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

末次座長、議事の進行をお願いいたします。

○末次座長 議事次第の5番目ですね。富士川水系河川整備計画の点検について、事務局から説明をお願いいたします。

○内藤調査第一課長 甲府河川国道事務所調査第一課長の内藤です。よろしく申し上げます。私から資料を説明させていただきます。

まず、お手元にお配りしております説明資料1を御覧いただければと思います。点検に先立ちまして、こちらで富士川水系河川整備計画の概要について御説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。計画の策定経緯について御説明いたします。河川の整備に関する計画については大きく2つございます。1つが整備の基本となるべき事項を定める河川整備基本方針、そして、それに基づいて具体的な整備の内容を定める河川整備計画、この2つの計画がございます。富士川におきましては、この基本方針を平成15年2月に策定しておりまして、河川整備計画は平成18年9月に策定しております。本日は、この内容について点検を行うという形になってございます。

2ページ目を御覧ください。ここから河川整備計画の概要について御説明いたします。まず流域及び河川の概要ということで、左上、流域の諸元です。流域面積は約3990km²、流域内人口として、平成17年時点では約115万人が居住しているという形になってございます。そのうち流域図に示しますピンクの範囲ですね、こちらの想定氾濫区域内に約53

万人おりまして、流域人口の約半分が氾濫のおそれのあるところに住んでいることとなります。

続きまして、河川の概要です。左下に縦断図をつけております。富士川は平均河床勾配が約240分の1と典型的な急流河川であるということが特徴の一つでございます。また右側に地質図をつけておりまして、そちらに記載してありますように、流域内を糸井川・静岡構造線が走っておりまして、土砂生産量が極めて多いという特徴を持った河川でございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。主な洪水被害についてまとめたものになります。富士川におきましては、右側に写真等をお示ししておりますが、戦後最大洪水として昭和34年8月洪水、昭和57年8月洪水が挙げられます。昭和34年8月洪水は笛吹川の戦後最大洪水でありまして、こちらについては堤防の決壊等が発生しており、甚大な被害を及ぼしてございます。昭和57年8月の洪水は富士川、釜無川の戦後最大洪水で、こちらでは堤防の決壊等は発生しておりませんが、鉄道橋の流失ですとか、大規模な浸水等の被害が発生してございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。計画の対象区間と計画の対象期間になります。まず計画の対象区間は、大臣管理区間ということで河口から、上流は釜無川の武田橋まで、笛吹川については岩手橋までの区間を対象とした計画となっております。また、この後説明します具体的な整備の内容については、このブロック区域図に示していますように、富士川下流、富士川中流、釜無川、笛吹川の4ブロックに分けて整理してございます。

続きまして、計画対象期間はおおむね30年ということで、平成18年9月に策定しておりますので、それ以降、見直しはしていませんが、現時点では13年が経過しており、14年目を迎えているということになります。

5ページ目をごらんください。ここからは治水、利水、環境の具体的な整備の内容について御説明いたします。まず治水の内容になります。治水の整備の目標は先ほど御説明いたしました戦後最大規模の洪水への対応として、富士川、釜無川は昭和57年8月洪水、笛吹川は昭和34年8月洪水を対象に整備の内容を計画してございます。流量規模でいいますと、右側に流量配分図を添付してございますが、基準地点の清水端で約6800トン、下流の北松野においては1万4300トン、これを目標の規模としてございます。

この流量を流すための具体的な整備の内容として、大きく3つ、対策を御説明いたします。

1つ目が浸水防止対策になります。こちらは富士川中流ブロック、釜無、笛吹川が合流した後の山間狭隘部になりますが、昭和57年8月洪水で浸水被害のあった地区について、まだ整備ができていないところがございますが、まずは家屋の浸水被害のあった地区を優先的に整備するとして、全部で8カ所、築堤または宅地嵩上げをするということを計画に位置づけてございます。

6ページ目を御覧ください。続きまして、2つ目の対策として、河道断面の確保対策になります。こちらは整備計画の目標流量を流下させるのに河道の断面が不足している箇所について、河床掘削を施工する場所としては2カ所、位置づけをしてございます。また堤防断面が大幅に不足している区間については築堤を実施するとして、釜無川、笛吹川について3カ所、施工の場所を位置づけてございます。

続きまして、3つ目、洗掘防止対策です。富士川は急流河川でありまして、洪水時のエネルギーが大きいことから、堤防や河岸での洗掘ですとか、侵食等の被害が生じています。こういったことから、釜無川、笛吹川において、全川にわたって護岸の整備を実施するというを計画に位置づけてございます。

7ページ目を御覧ください。今、説明した3つの対策と、その他の治水対策について位置を落としたものになります。その他の対策としては、例えばグレーのハッチをかけているところは、広域防災対策として、万が一堤防が決壊した場合などに円滑な復旧活動ができるようにということで、備蓄資材等を置いておく拠点の整備といったものも計画に位置づけてございます。

以上が治水の整備の内容になります。

続きまして、8ページ目を御覧ください。こちらは、流水の正常な機能の維持に関する事項として、利水に関する内容になります。平成15年2月に策定されました基本方針では、流水の正常な機能を維持するための必要な流量に関する事項においては、河川及び流域における諸調査を踏まえ、水循環機構の実態を明らかにした上で決定するとしてございまして、流水の正常な機能を維持するための必要な流量については定められてございません。ですので、河川整備計画の中では、富士川にあるべき水量の算定ですとか、必要水量の設定に向けて調査・研究を行う。そういったことを計画には位置づけてございます。

続きまして、9ページ目を御覧ください。河川環境の整備と保全に関する事項になります。環境の具体的な整備内容については大きく2つございます。1つ目が良好な自然環境の保全ということで、特に河口部は貴重な自然空間を有しているということで、整備及び

自然保全対策を行うということで位置づけてございます。

2つ目が「人と川とのふれあいの場の整備」ということで、こちらは人が水辺に親しめるように水辺の整備を行うものでございます。こちらについては策定当時に地域の意向等を踏まえて、全部で17カ所、計画に位置づけてございます。10ページ目を御覧ください。こちらは環境の具体的な内容について位置に落としたものになってございます。

以上が整備計画の概要になります。

続きまして、説明資料2を御覧いただければと思います。こちらのほうで河川整備計画の点検について御説明をいたします。

まず1ページ目を御覧ください。こちらはどのような視点で点検を行うのかといったことを整理したのになります。左側に書いてございますが、点検の視点として大きく5つまとめてございます。「流域の社会情勢の変化」「地域の意向」「事業の進捗状況」「事業の進捗状況の見通し」、そして「河川整備に関する新たな視点」です。策定以降、こういった視点で見直すところがないかといったところを点検するという形になってございます。現計画の内容については、こういった視点で点検を行いまして、必要に応じて計画の変更を行うという形になりますが、次のページで、その流れをお示ししたいと思います。

2ページ目を御覧ください。こちらが河川整備計画の点検とその変更の流れを示してございます。現在は平成18年に策定した整備計画に基づいて事業を推進しているところでございます。今回、改めて計画そのものの点検を行いまして、計画の見直しの必要性がなければ現計画に基づいて事業は実施していきませんが、計画の見直しの必要があれば変更計画の検討等を進めていくこととなります。また点検に当たりましては、必要に応じて学識経験を有する者の意見を聞くなど、客観性の確保に努めることとされておりまして、本日は点検結果について御意見をいただければと思います。

3ページ目を御覧ください。ここからは点検の内容についてまとめたものを御説明いたします。まず流域の社会情勢の変化として、流域の人口・資産の変化について点検した内容をまとめたものになります。左上に流域内人口として、計画策定当時の平成17年のものと最新として平成22年の流域内人口を記載してございます。17年と22年の人口を比べますと、115万人から112万人ということで減少傾向が見られます。ですが、このうち想定氾濫区域内人口になりますと、52万人から56万人ということで増加傾向が見られるところでございます。

こちらは流域内人口が22年と少し古いデータでございますので、最新の27年で点検し

たものが下のほうになります。こちらは山梨県、静岡県の流域内市町村の国勢調査の結果を集計したものになります。こちらを見ましても、17年、22年、27年と比べますと、人口全体は減少傾向が見られるところになります。

しかし、甲府盆地内ですね、特に浸水リスクの大きいところ、甲斐市・中央市・昭和町に着目して見ますと、右上に示す変化率を見ていただきたいと思いますが、その増加傾向が見られるということで、点検結果としては、流域内人口は減少しているものの、想定氾濫区域内人口が増加しており、計画策定当時よりも治水の重要性は増していると考えられます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。こちらは社会経済活動の変化についてまとめたものになります。御存じのように、流域内では中部横断自動車道の建設が進められていること、またリニア中央新幹線も建設が進められておりまして、沿川の自治体では新規企業の進出ですとか、地域の雇用機会の増加等が見られるということになってございます。このように社会経済活動の活性化が見込まれることから、社会経済活動への被害最小化という意味で治水の重要性が増していると考えているところでございます。

5ページ目を御覧ください。こちらは洪水の発生状況についてまとめたものになります。昨年の令和元年の東日本台風では、全国的に多くの河川で河川整備計画の目標を超過するような、上回る洪水が各地で発生しており、甚大な被害をもたらしてございます。富士川ではどうだったかといいますと、下のほうにグラフをつけておりますが、基準地点の清水端と北松野について年最大流量を整理したグラフをつけてございます。

河川整備計画では戦後最大である昭和57年8月洪水と同規模の洪水を河川整備計画の目標規模としてございますけれども、河川整備計画策定以降、こういった洪水が発生しているかといいますと、大きな洪水としては、平成23年ですとか、昨年の令和元年台風19号が比較的大きな洪水になりますが、計画を超えるような洪水は発生していないという状況になってございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。こちらは災害の発生状況についてまとめたものになります。洪水の発生状況としては、堤防を越えるような大規模な洪水は発生していないような状況ではございますが、富士川は急流河川で洪水のエネルギーが大きいということから、中小洪水においてもたびたび堤防際までの侵食ですとか、護岸の損傷等が発生しており、被災は発生しているという状況になってございます。こういった被害を防止するためにも、今後は河岸や堤防の侵食対策を強化していく必要があると考えているところ

でございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。ここからは事業の進捗状況と見通しになります。まず7ページは、治水対策のうち、1つ目の浸水防止対策について状況をまとめたものになってございます。こちらは中流ブロックにおいて昭和57年8月洪水により家屋の浸水被害があった地区を優先的に整備するとして、8カ所、計画に位置づけております。これまでに、大野地区、岩間地区、福士地区の一部の整備が完了しており、現在は切石、手打沢地区の整備を実施しているところでございます。進捗状況として、全体の約47%の整備が完了しているところでございます。

また、下のほうにグラフをつけてございますが、こちらは現在の整備状況として、現況堤防高について評価をしたグラフになってございます。こちらを見ましても、まだ整備に着手できておらず、堤防高が不足する地区もあるということが分かります。こういったことから優先的に実施する箇所の整備を加速するとともに、地域の社会情勢の変化も考慮しながら、浸水の防止軽減を図っていく必要があるだろうと考えているところでございます。

8ページ目を御覧ください。こちらは河床掘削についてまとめたものになります。河床掘削として、計画に2カ所、位置づけております。こちらは砂利採取等を活用しながら2カ所とも整備を実施しているところでございます。

一方で、富士川は全川にわたって出水による土砂の流出ですとか、移動が活発であるということから、右のほうにグラフをお示ししてはございますけれども、最新の河道断面について評価したグラフになってございます。こちらを見ましても、河川整備計画策定後の出水によって河道の変化が生じているところも見えます。こういったことを踏まえますと、河道の状況の変化を踏まえながら河道断面の確保をしていく必要があるだろうと考えているところでございます。

続きまして、9ページ目を御覧ください。こちらは洗掘防止対策として、護岸の整備についてまとめたものになります。こちらは計画に、釜無川と笛吹川の2カ所、位置づけてございましたけれども、先ほどの災害の発生状況でも御説明したとおり、平成23年9月洪水等で河岸侵食ですとか、護岸の被災等が発生しており、そういったところを中心に対策を実施してきているところでございます。

それ以外にも、整備状況として右側の図に示しておりますけれども、釜無川、笛吹川以外でも下流の富士川の区間において、こちらも平成23年9月の洪水で河道が大きく変化

し、侵食の危険度が増大したことから、緊急的に対策を実施しているところでございます。こういったことを踏まえますと、今後も河道の変化を踏まえながら全川にわたって対策は実施していく必要があるだろうと考えているところでございます。

10ページ目を御覧ください。こちらは治水対策について、位置図に進捗状況を整理したのものになります。この中で黄色のハッチをかけたところは、計画には位置づけられていませんが、緊急的に実施した対策になってございます。右側に小池川樋門の耐震対策とあります。これについては、平成23年の東日本大震災を受けて、構造物の耐震対策について全国的に早急に対策をしていこうということで整備を実施したものになってございます。

また、真ん中に危機管理型ハード対策とございます。こちらについては平成27年の関東・東北豪雨で鬼怒川等の決壊を受けまして、万が一越水しても決壊までの時間を少しでも引き伸ばせるようにということで堤防天端の舗装ですとか、法尻の補強を必要箇所を実施するというので、こちらも全国的にとられた対策になってございます。こういった施設能力を上回る洪水が発生するということを想定した危機管理的な対応についても、最新の知見等を踏まえながら計画的に実施していく必要があるだろうと考えてございます。

続きまして、11ページ目を御覧ください。ここからは水辺整備についてまとめたものになります。次の12ページの位置図と一緒に見ていただければと思います。

整備計画には「人と川とのふれあいの場の整備」として、17カ所が計画されておりました。これまでに3カ所の整備が完了しておりまして、現在は4カ所で事業を実施しているところでございます。整備計画の策定後、「かわまちづくり支援制度」という制度が創設されまして、「人と川とのふれあいの場の整備」をするに当たっては、水辺の利用の主体となる市町村等において「かわまちづくり支援制度」等の制度活用が必要となっている状況でございます。

策定当時、地域の意向を踏まえて17カ所位置づけられたということになってございますが、現時点で未整備箇所において、こういった制度の活用があるかというところを確認したところ、そういった地域の意向は示されていないという状況になってございます。

また、12ページ目に新規箇所として1カ所、市川三郷町の親水整備を示してございます。こちらについては、整備計画の17カ所以外に、新たに水辺の活用の意向が示されたということで、昨年度、「かわまちづくり計画」が登録されたところでございます。

こういったことを踏まえますと、「人と川とのふれあいの場の整備」については、「かわまちづくり支援制度」の創設ですとか、地域の意向を踏まえて施工の場所については見直

す必要があるだろうと考えてございます。

続きまして、13ページ目を御覧ください。ここからは河川整備に関する新たな視点として、まず河川行政の動きについてまとめたものになります。平成18年9月の河川整備計画策定以降、河川法改正による津波ですとか、維持管理の位置づけを初め、水防災意識社会再構築ビジョンなどの危機管理的な対応等の位置づけですとか、流域治水プロジェクトの取り組みなど、様々な動きが生じているところでございます。こういった新たな動きに対する取り組みについても計画的な実施ができるよう、整備計画への反映が必要だと考えてございます。

14ページ目を御覧ください。新たな視点として、気候変動を踏まえた治水計画の見直しとしてしています。こちらは今年度の7月に取りまとめられた答申に示された取り組みの方向性になってございます。今までは過去の実績洪水に基づいて計画の規模等を決められていたところがございますけれども、昨今、計画を上回るような洪水が発生しているということで、これからは気候変動の影響を考慮した計画に見直す必要があるとされたところでございます。

こういうことを踏まえますと、まずは過去の実績洪水を目標とする現在の整備計画について早急な達成を目指すとともに、あわせて気候変動の影響を考慮した検討を進めていく必要があると考えられます。

続きまして、15ページ目を御覧ください。流域治水への転換になります。こちらも7月に取りまとめられました答申で示された方向性になります。河川管理者としては、気候変動対応ということで計画を見直すことを考えていきますけれども、河川管理者のとり対策だけでは対応は仕切れないだろうということで、これからはあらゆる関係者によって流域全体で治水をやっていこうということで、流域治水への転換を進めるということが示されたところでございます。

また、右側に流域治水プロジェクトとあります。こちらについては、全国の一級水系において河川対策、治水対策、ソフト対策という三本柱で、早急に実施すべき具体的な対策について、流域治水プロジェクトとして今年度中に取りまとめるという予定となっております。富士川においても、先月の9日に国と県と沿川市町からなる富士川流域治水協議会を立ち上げて、流域治水の推進に向け、取り組みを始めたところでございます。

最後、16ページ目を御覧ください。点検結果についてまとめたものになります。まず流域の社会情勢の変化としては、流域内の人口は減少しているものの、想定氾濫区域内人

口は増加傾向にあるということ。さらに開発による社会経済活動の活性化が見込まれることから、治水対策の重要性は策定当時よりも増しているだろうと考えてございます。

また、河川整備に関する新たな視点として、現時点で目標を上回る洪水は、富士川では発生しておりませんが、こういった気候変動による影響を考慮した内容を含めて、今後検討を進めていく必要があるだろうと考えているところでございます。

最後、点検結果を案としてまとめますと、流域の社会情勢の変化や河川整備に関する新たな視点を踏まえ、河川整備計画の内容について検討する必要があると考えてございます。

説明は以上になります。

○末次座長 ありがとうございます。

ただいま事務局より富士川水系の河川整備計画の点検について説明がございましたので、これに関して御質問、御意見がある方はよろしくお願ひしたいと思います。

私から1点、よろしいでしょうか。説明資料2の6ページに、平成23年9月洪水ということで、左側に釜無川の侵食の写真が出ています。これに対して、9ページに洗掘防止対策ということで「実施中」と書かれています。この護岸整備は既に全部終わっているのか、まだ途中段階なのか、その辺を教えてください。

○内藤調査第一課長 こういった被害が発生している箇所については早急に対策をすることということで、対策は済んでいるところでございます。9ページ目で実施中とありますのは、こういった被害が発生しないように優先度の高いところは順次やっていくという意味で、整備は随時進めるということを実施中という形にしてございます。

○末次座長 分かりました。河川整備計画策定後の災害だったので、ちょっと確認させてもらいました。

ほかに質問、御意見ございましたら、お名前を言った後にお願ひしたいと思います。

ウェブ参加の委員は聞こえていますでしょうか。

〔「聞こえております」の声あり〕

○内藤調査第一課長 絹村委員から挙手があるようです。

○末次座長 お願いします。

○絹村委員 静岡県土地改良事業団体連合会・絹村でございます。

河川整備計画の中で、どういうふうに反映されるか分からないところでございますけれども、まず説明資料1の2ページでございます。

流域図がありますけれども、この中に浸水想定区域が書かれていまして、それが甲府盆

地と河口の富士市の部分と2カ所あろうかと思います。富士市の部分は内水氾濫ではないかと思いますが、この排除をこれからどう考えるかというのは流域治水の考え方、先ほどおっしゃられた9月につくられました協議会で対応されると思いますが、どのように河川整備計画の中で浸水想定区域に対する対応をされるのかというところを少しお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○末次座長 浸水想定区域の定義というか、どうやって決めたかというところを教えてくださいませんか。

○内藤調査第一課長 2ページに示す浸水想定区域は、河川整備基本方針の規模について、万が一氾濫をした場合に、どういった氾濫が起こるかというものを示したのになってございます。これについては堤防整備等を行っていきますが、この浸水想定区域は、万が一堤防が決壊したらどんなリスクがあるかということで、堤防整備が終わったら、これがなくなるというのではなくて、その土地が持つリスクというものを評価したのになってございます。

○末次座長 絹村委員、よろしいでしょうか。

○絹村委員 ありがとうございます。

そうすると、堤防改修が終わっているので、浸水の心配はないというふうに解釈すればよろしいですね。

○内藤調査第一課長 堤防があったとしても、万が一決壊したら、どういう範囲に広がるかというものを示したのになりますので、堤防が整備できたから、これがなくなるというのではなくて、どういうリスクを抱えているかというものを評価したのになってございます。

○絹村委員 分かりました。ありがとうございます。

○末次座長 後で言おうかと思っていましたが、浸水想定区域は洪水もあるし、津波もあるし、高潮もありますので、ここは洪水だったら洪水浸水想定区域と書かないと、津波か高潮か何か分からないことになります。

○内藤調査第一課長 確におっしゃるとおりで、河口のほうはいろいろとあると思います。今回、これにお示ししていますのは洪水による浸水想定区域という形になります。

○末次座長 ほかに質問、御意見ございますでしょうか。

武藤先生。

○武藤委員 山梨大学の武藤でございます。

最後に点検結果のところを御説明いただいたと思います。その中で、流域治水について新たに検討するという事かなと思いましたが、ですから、点検結果は点検結果としてあって、新たな視点を踏まえというところは、そういうところが入ってくるかなと思いますが、説明を伺っていて、まだ十分理解できていないので教えていただきたいということですが、具体的には流域治水ということはどういうことを指すのかという。協議会が立ち上がったというのは理解できましたが、その中で具体的にどういう議論というか、方向性が示されると理解すればいいのかというのを教えてください。

○内藤調査第一課長 15ページを御覧いただきまして、流域治水は、河川管理者が行う河川整備とか、そういった河川対策だけではなく、流域に住むあらゆる関係者があらゆる立場で治水をやっていくという考え方になってございます。

この河川整備計画との関係になりますけれども、今年度中に流域治水プロジェクトにまとめるとい話をしましたけれども、河川対策と流域対策とソフト対策という三本柱でまとめておりますが、このうち河川対策は河川管理者が河川整備計画に基づいて行う対策ということで、河川整備計画の内容が河川対策に反映されるという形になります。

この流域対策というところに河川管理者以外の地域の皆さんで取り組む、こういった対策ができるかというところを盛り込むような形になります。ソフト対策というのは、水防ですとか避難ですとか、そういった対策について、このソフト対策にまとめるとい形になってございます。流域治水プロジェクトでいいますと、整備計画の内容については河川対策に反映されるという形になってございます。

○末次座長 お願いします。

○武藤委員 ありがとうございます。

私がちょっと思ったのは、これからは流域全体で、例えば都市計画的な話を言うと、下流域であっても、もう少しコンパクトにとか、洪水に配慮したような都市計画をすると、また河川計画も変わってくるのではないかなという気もして、そこら辺を流域全体でうまくコントロールできると、より効率的な整備ができるのかなと思いましたが、御質問しました。

○金子副所長 御指摘のとおりで、これから流域対策で流域治水が動いていく状況で、その中で河川整備計画、河川の取り組みも流域との連携をとれるような計画を盛り込まないといけないと考えておまして、昨今の状況に対応しきれているのかどうかというの御意見をいただきながら検討していきたいと思っております。

○末次座長 ほかには質問、コメントございませんでしょうか。

○内藤調査第一課長 河野委員が挙手をされているようでございます。

○末次座長 河野委員、お願いします。

○河野委員 ありがとうございます。河野でございます。

2点ございます。まず1点目は質問をさせていただきます。正しい理解ができていないかもしれないので教えていただきたいのですが、資料1の5ページで、現況では戦後最大の洪水を目標にしているというところで、2つの基準点を設けています。そのときのピーク流量を示した地点が基準になっているのではないかと思うのですが、今後の点検において、この間これを上回る流量は起こっていないけれども、この2地点以上に流量が大幅に上昇した地点があって、この基準点自体が見直されるようなことはあるのでしょうか。

○内藤調査第一課長 今のところ、富士川については計画規模を上回る洪水は発生していない状況ではございますけれども、全国的に見ますと、そういった洪水も発生をしているということで、気候変動を踏まえて見直しをしていくとなりますと、この基準点でどれぐらい増えるかといったところを検討していくという形になります。

○河野委員 基準点は、今後も特に変更の予定がないと理解すればいいということですね。

○内藤調査第一課長 そのとおりでございます。

○河野委員 ありがとうございます。

それと、もう一点ございまして、資料2の11ページ、12ページの水辺整備に関してでございます。「かわまちづくり支援制度」の創設によって、そちらを踏まえて新たにもう一度考え直すという方針を点検されているかと思えます。この方針自体については特に問題ないというか、異論がないところですけども、今回の点検の全体を見たときに、昨今の災害を踏まえて、どうしても治水寄りという印象を持ちました。

河川景観とか親水とか川の保全という側面も非常に重要だと思いますので、「かわまちづくり支援制度」によって、各市町村が小さな単位で計画するというよりも、もっと広域で一緒に考えられるという場面があったほうが、より理解とか情報共有が進むのではないかと思いますので、コメントさせていただきます。

○内藤調査第一課長 ありがとうございます。

「かわまちづくり計画」は市町村単位でつくるというものではなくて、中には沿川市町と連携して一つの計画をつくるという計画もあるところはございます。ですので、例えばサイクリングロードを活用した賑わいの創設ですとか、ラフティング等、水遊びなんかも

沿川にわたって活用されるような形になりますので、沿川市町の連携をした計画があれば、そういった支援をしていくという形になるかと思えます。

○河野委員 ありがとうございます。

○末次座長 ほかに質問、御意見等ございますでしょうか。

浅見委員、どうぞ。

○浅見委員 浅見です。

説明資料2の11ページ、今のところと全く同じところで、広域的な視点という意味から意見を述べさせていただきたいと思っています。

まず質問です。「人と川とのふれあいの場の整備」をされるに当たって、例えば河川管理者から、該当するブロックを特徴づける生き物がこんな生き物で、あるいは特徴づける植生はこんなもので、景観はこうですよとか、貴重な植物にはこんなものがあったり、駆除すべきものはこんなものがあるといったような情報を説明する場は設けられていらっしゃいますでしょうか。

○金子副所長 「かわまちづくり計画」の中で、自治体名で計画はつくられますけれども、国と調整をしながらつくっていきます。希少種がいる場合はミチゲーションを図るなり何なり保全をやっていただきながら、うまく利用できる場所という形で指導もしていきますし、調整をしていくことで考えてございます。また、そういったところであれば、環境利用ですね、環境学習の場とか、そういったもので活用するとか、いろいろ導いていきたいと思っております。

○浅見委員 せっかく新しく「かわまちづくり支援制度」が創設されたということですので、富士川水系全体の中で、そのブロックの特徴が一体どんなものであるのか、あるいはブロックの中で該当する地域がどういう特徴を持つのかといったことを河川管理者から情報提供して、地域の皆さんに理解していただくという仕組みも組み込んでいただければと思います。

○金子副所長 ありがとうございます。

○末次座長 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 東海大学の秋山です。ちょうど生物の話になったものですから。

僕自身は魚が専門ですけども、それ以外の昆虫等もやっております。そういう中で日頃から思っていることがあります。今回、散策路とか親水護岸といった整備のことも書かれ

ていますが、場所によりますけども、希少生物等がいる場所があって、もともとそこは言い方が悪いですが、放っておけば、その生物はいなくならなかったのでしょうか、整備したおかげで、例えばチョウの食草が全部なくなってしまって、いなくなってしまうことが結構散見されます。これは富士川だけのことではないです。

ただ、生物だけを保護するというだけでは、治水という面からはなかなか難しい。両立させないといけないと思います。そういう中で、今はメタ個体群という考え方が一般的で、例えば一カ所、増水して、ある場所が水に浸かってしまって全部だめになった。でも、同じような環境が土手の川側だけにあるのではなくて、反対側にあれば、内側がだめになっても、水がひいてから外側で残っていたやつが戻ってくる。いろいろな場所にいる生物が行ったり来たりする。これが昔はできたんですね。

今、それがどんどん道路とか護岸とか、山なんかでも道路の法面舗装なんかもそうですけども、そういったことで過剰に、夏なんか特に暑くなったりすると、そこを生物が越えることができなくなる。生物が移動できるような配慮と、それから今いるところだけを残すのではなくて、同じような環境があれば、そこに植物を移植してあげるとか、そういうことで分散させていく。そうすると、全体で生態系を維持できる。山なんかだと独立しちゃってだめになる例がありますが、川はずっとつながっているものですから、何とかいろいろな環境を残してあげる。

そのときに、今よくやられるのは、この写真もそうですが、芝を植えたり、外来植物を植えますね。これが結構きつい。人間から見た目は非常にいいんです。ところが、そこにもともといたというか、富士川なんかだとツメレンゲとか、ちょっと特殊なやつもありますし、ミヤコグサだとか、そういうものがいろいろな昆虫の食草になっているが、それが全部剥がされて芝生にされてしまう。

確かに人間の見た目はきれいなんです、雑草じゃないですから。だけど、本来の生態系を維持するというのであれば、そういうものも残してあげて、それをちゃんと地域住民に理解していただいた上で、当然人間が手を入れないとだめになっていくものですから、生物多様性ですね、そういったことを意識した護岸とか治水事業とか、そういったことができればいいなと思います。

もう一つ言わせていただきます。河川工学の専門家の先生方には釈迦に説法でしょうけど、富士川中流域だとB b型の瀬と淵が交互にあるような川ですけれども、これが水量のせいなのか何だか分かりませんが、最近、富士川だけじゃなくて静岡県の大い河川は淵

がみんな埋まっています。

魚は、ふちと瀬があることで、それぞれの種類がすむ場所があります。これがどんどん平坦化してしまって、特定の種類しかいなくなっているという状況です。これがどうして埋まっているのか、僕は分かりませんが、河床の状況ですか、深い浅いというのが何とか維持できるような河川改修をやっていただけると、生き物の立場からすると……。人間の立場からすると、真っ直ぐ流れたほうがいいのかもかもしれませんが、そういうのも少し考えた計画をしていただけると、生物多様性という意味ではいいのかなと思います。

以上です。

○末次座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

お願いします。

○萩原委員 帝京大学の萩原でございます。

「人と川とのふれあいの場」ということで、何人かの先生方からお話が出ていましたので、私からも質問と要望をさせていただきたいと思います。

私は専門が歴史学、文化財学でして、平成18年当時にも参画させていただいたのですが、参考資料の整備計画のところ、52ページとか、その前のページの河川の歴史環境整備というところですが、文言としてはこういうふうになればいいなと思って読んでいたのですが、事業の進捗が少し遅いような気がしています。完了地域が3カ所で、推進中が4カ所しかない。また、この10年来、歴史的な治水政策、山梨県でいうと武田信玄初めさまざまな人たちによる治水政策について随分考え方が変わってきて、整備が済んでいるところですが、たしか竜王の信玄堤に看板があると思うのですが、看板の内容が非常に古い。30年、40年前の考え方がそのまま現代でも一般の方々に見えるような説明板としてずうっとあるわけです。私は、いつもでもないのですが、時々この看板を見ながら、随分古いのを国交省はそのまま置いているなという感想を持っているのです。歴史上の治水政策についての新しい考え方をぜひ取り入れていただいて、看板も修正をしていただきたいと思います。

笛吹川水系の万力林について、万力林の万力という地名は戦国時代からあって、戦国大名や武将たちが治水事業にかなり力を入れたところなのです。山梨市内ですけれども、地元でもそれを何とかまちづくりに活かしたいという気持ちもあったりして、そういったところにも力を入れていただきたいと思います。そういったことにもう少し積極的に見直

しをしていただきたいと思います。

とにかく歴史的な治水施設というか、治水のかつての政策というものを十分に一般の人們が学べるような感じで公園整備をやっていただきたいと思います。

○末次座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。洪水とか治水対策について何か質問、御意見ありましたら、お願いします。

砂田委員、お願いします。

○砂田委員 山梨大学の砂田です。

16ページの最後の結論のようなところで、ちょっと誤解を与える可能性もあるようなことになっているので、注意して検討したほうがいいかなと思う点を申し上げたいと思います。

最初、武藤先生が質問された流域治水のことは大変分かりやすいというか、武藤先生はまだ十分ご存知じゃなかったかもしれないけども、上流に適切な貯水ダムをつくるとか、利水用のダムを転用するとか、あるいは水田とか森林をうまく活用して、場所によっては氾濫水を誘導するようなことまで含めて、全部で守ろうという。いろいろな方策があるので、一概にこの地域で何をやれということにはなりません、そういうことを本気で考えていこうという意味での流域対策だと思います。

流域治水の場合は、パーツ、パーツで物が当てはめやすいけども、ここに書いてある①の表現を見ると、氾濫区域内の治水対策ができ上がってくると、その土地利用の高度化が進んで、ますます人を呼ぶということにもなりかねない。そうすると、今度は土地政策だとか土地利用計画だとか、そういった面までも考えながらやるというふうに言うんだら、そこまで書き込んだほうがいい。

当面、そこまでは考えていないと、内藤さんが前から言っていた昔の川は全部流域で何があろうとも川で引き受けるよと言っていた数十年前までのありさまから見ると、人が住んでいるほうの堤内側のことについては静かにしていたけども、そうもいかない。県や地域の皆さんに土地の利用について文句を言う、場合によっては居住の制限をするとか、高台に移転しろというところまで含めて物を言うのかということを混乱しやすい感じになってくるんですね。

ここだけ読んでみると、「平地で、便利なところで、洪水もなさそうになってくる。ますます人が稠密になってくる」ということにもなりかねないので、この表現を上手に書

いていただいたほうがいいかなという感じがします。図中の矢印の先になってくると、もう少し包括的な言い回しになっていて、これはこうなのかなと思うけども、背景点検としては上手に表現していただいたほうがいいかな。

質問でもなくて意見です。

○末次座長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○内藤調査第一課長 ここについては、これから流域治水への転換ということもありますので、重要性が増しているというのは、もちろん河川管理者がやる治水もそうですけれども、あらゆる対策という意味での治水対策の重要性というふうに表現を変えたほうがいいのかもしれないなと思うところでございます。

○濱谷事務所長 今の説明に補足させていただきます。流域治水と、ここでやる河川整備計画の点検がごっちゃになっているところがあるかなというのは私も同感でございます。理解としては、流域対策ですとか、ソフト対策も含めた総合的なものは必要だということについては、流域地域協議会でやる流域治水プロジェクトでまとめると考えてございます。

その中の一つである治水対策について、このフォローアップ委員会で御審議いただいて、河川管理者がやるべき部分の治水対策について見直しを御検討いただきたい。そういう仕切りだと考えてございますので、このところは、その部分が明確に分かるような表現に直すべきだと思っております。

○砂田委員 よろしく願います。

○末次座長 ほかに質問、御意見ございますでしょうか。

大浜委員、願います。

○大浜委員 水産技術センターの大浜です。

流域治水対策の関係に入るかどうか微妙なところですが、流域治水対策自体は、ある意味で流域のみんなで川を守っていかうということで非常にいいお話だと思っております。ただし、そのときに生物への配慮をしていただきたい。ここに事例として書いてある治水ダムの再生と利水ダムの活用というあたりで、生物にインパクトがなるべく少ないような形で、底樋から硫化水素がまぎったような底泥が出ないような形での対策をしていただければ、とてもありがたいと思います。

それから、この見直しには出ていないけれども、資料1の6ページ目に洗掘防止対策ということで護岸をつくっていただく。これは非常にありがたいことですが、前にち

よっとお話をしましたが、根固めブロックは淵の再生を妨げることがありますので、入れるのであれば、かなり深いところへ、もしくは根を深く入れていただくという具体的な工法をとっていただければありがたいという点が一つ。

それから、8ページ目で流水の正常な機能の維持、管理があります。富士川については発電でかなり水が使われているということから、維持流量が設定されていないということだと思ってくれるけれども、ここにあるように調査・研究を行うということであれば、13年たったということであれば、その結果を踏まえた上で困難な点があれば困難な点を明記しながら、今後の方向性等も示していただければ、魚は水がないとすめないもので、非常にありがたいかなと思います。

以上です。

○末次座長 ありがとうございます。

関連して、これは河川整備基本方針になるかもしれませんが、今後、維持流量の設定を検討されるということはあるのでしょうか。

○内藤調査第一課長 今まさに調査・研究、検討はやっておりまして、今後、そういうものを何かしら位置づけられるような形で進めているところでございます。

○末次座長 分かりました。

私から一つ、いいですか。先ほど資料の中で、洪水安全度というか、堤防高さの評価みたいのがありましたけれども、数字を評価するときは、計画高水流量が流れて、それに対して安全か安全でないかという評価になると思います。ただ、最後に書いてある気候変動ということも考えると、超過洪水が起きたときに、対策は難しいかもしれないけれども、どういうことが起きるかもしれないという想定はしておいたほうがいいと思います。

特に私が気になっているのは、例えば上流で堤防は整備されましたとか、支川で堤防を整備しましたとなると、その流量がどんどん下のほうに行って下流の負担を増やしてしまうわけです。気候変動も大事けれども、直近でいうと、余裕高ですね。余裕高分の流量がどんどん上流から流れてきて下流に負担をかけるので、それがどこでどれぐらい悪さをするかというのは事務所の資料として見たことがないけれども、そういった検討をしていただいて、大きな洪水が来たら、余裕高分の流量まで含めて、どれぐらい下流に悪さをするかみたいな検討を一度しておいてもらったほうがいいのかなと思います。気候変動も大事けれども、直近はそっちですね。そこをぜひ検討していただければありがたいなという要望です。

ほかにはいかがでしょうか。

大山委員。

○大山委員 山梨大学の大山でございます。

一つだけ。先ほどの流域治水ですけれども、今年の9月に協議会が設置され、今年中に何らか方針が決まるので、それを受けて、こちらでの河川対策に取り入れるということでもよろしいのでしょうか。

○内藤調査第一課長 流域治水プロジェクトについては、スピード感を持ってということでも、まず今年度中に何かしらの形で策定はしますけれども、策定したら、それで終わりというわけではなくて、その後も検討して熟度等進みましたら、対策の中身については見直しをしていくという、フォローアップをしていくような計画になりますので、この整備計画と、場合によって見直すとかありましたら、河川対策のほうにも反映するという形になってございます。

○大山委員 流域治水を今後どのくらいこの河川整備計画で積極的に検討するのが気になりました。流域治水プロジェクトは、半年の間にそれほど煮詰まった議論はできないと思います。

流域治水を実際にやろうとすると、かなり長期的な話になってきますので、この河川整備計画でも総合治水を考えていくことを積極的にするのか、あるいは、それは少し置いておいて、つまり、流域治水のほうは、堤防は幾ら高くしても越えることがあるから、そういうときの対策として置いておいて、河川整備計画はこの計画ができる中でやるのか、後者のイメージでよろしいですか。

○内藤調査第一課長 考え方としては、いくら河川対策でやっても施設規模を超えるような洪水は発生するということが今は前提として考えていくような形になってきています。もちろん河川対策は早急に進めていくけれども、溢れることも想定して、そういった対策についても並行しながら、両立させながら考えていくという形になるかと思います。

○末次座長 よろしいですか。

流域治水として、対策が進んでいるのは利水ダムの活用、不動産の情報提供ですね。検討中なのは田んぼダムをどうやって農業サイドと詰めていくかみたいところは進んでいますけれども、それ以外は、メニュー出しはしていますけれども、これからという感じです、実態は。

○濱谷事務所長 1点だけ補足させてください。

流域治水との関係ということですが、今年度中に一定程度の形でまとめるということは話させていただいていますが、座長もおっしゃられたように、委員の方々もおっしゃられているように、今年度中に完璧ものができるというのは時間が短いかなと思ってございます。流域治水の協議会でも、来年度以降も引き続き検討していくということでも言わせていただいております。どんどんブラッシュアップしていくことを考えてございます。

こちらの河川整備計画についても、次のスケジュールで御説明させていただきますけれども、長期的な抜本的な見直しは長期間かけて検討していく必要があるかなと思ってございます。

冒頭のほうで武藤先生からもございましたように、土地利用の計画によって、こっちのほうが変わってくるというのはあると思いますので、この辺はフォローアップ委員会と流域治水協議会とで情報を連携しながら、そごがないような形で進めていきたいと思ってございます。

○末次座長 ほかに御意見、御質問……。

風間委員、お願いします。

○風間委員 私からは、水質に関して、意見を言わせていただきたいと思います。

先ほど萩原委員から、点検に関する11ページで、整備計画箇所の実施状況で進捗が遅いのではないかと御指摘もありましたけれども、私は反対のことを思っております。この計画ができた頃は、先ほどもありましたように、平成15年とか18年、ある意味では行け行けドンドンで、あちらこちらにいろいろな河川公園とか、そういう要望があった時のような気がしています。

そうしますと、いろいろな御意見をいただいたように、自然の生き物たちとか、そういったものを重要視するという姿勢よりも、その当時の周りの人たちにとって使いやすい、あるいはこうなったらいいなと思うような河川計画だったと思います。時代が変わってきて、これだけ人口も減ってくるし、河川の動きも激しくなってきたわけですから、ある意味では不幸中の幸いと言ったら申しわけないですが、富士川は自然な状況がまだたくさん残っているところだと思います。

これからは、人口が減ってきて、山梨県の中で川はどういう位置づけにあるのかということを考える時期かと思います。何年も前になりますけど、スイスの多自然型河川工法を進めていた方々を一度、こちらにお招きしたとき、山梨の川を見せたら、これはとてもい

い川だと褒めていただいたことを覚えています。今はコロナウイルスの影響を受けて海外の人たちはなかなか来られませんが、山梨が持っている一つのいいところは自然の豊かさというか、特に海外のヨーロッパとかアメリカの人たちから見ても、非常に満足できるような、ゆったりとした川があるということだと思います。

ですから、川は非常に基本的な観光的な資源ということ、あるいは人々の憩いの場としての川であるということも理解しておきたいと思います。整備計画等があったときに、特に環境に関心がある方や、あるいは、ここで「かわまちづくり」の人たちの意見もあるわけですが、いろいろな方々を巻き込んで、これからこの川をどういうふうに使っていきたいのか、この川はどのような川であることが今から、それから将来に向けてもいいのかという議論も進めていただけるような場を設けていただければありがたいと思います。

それから、水質のほうも、皆さん一般的に通常の水質監視を行うということをお書きになります。これはずうっと昔から、誰かがすごく汚す人がいると言うとおかしいですけども、水質汚濁があった頃の認識があると思います。今の河川は、富士川はそんなに汚れてはいません。けれども、質は変わっていないかということ、そんなことはなくて、河川の富栄養化であったりと、いろいろなことが起きているわけです。

それが把握できるような水質調査あるいは現場調査をしていくような努力も必要で、それは上にも書かれているように、流量だけのことでなくて、質も含めて、必要な場合には学術調査をして、河川の姿をしっかりと管理者が理解しておくということが重要だと思いますので、このような視点に立った調査の継続もお願いしたいと思います。

○末次座長 事務局から「委員全員の御意見をいただくように」と言われていますので、馬籠委員、いかがでしょうか。

○馬籠委員 山梨大の馬籠と申します。お世話になります。

私からお尋ねしたいのは、昨今、治水危険度の変化みたいなものを考えるときに気候変動が一番大きく上がってくるかと思いますが、座長からもお話がありましたように、整備が進んだことによって、ほかの場所への影響と、今日、点検のほうの結果で見せていただきましたけれども、例えば断面の確保のときには周辺の砂利採取なんかの活用なんかもあるということは経済界から、砂利の例ですけども、今後、利用がどれぐらい変わるのかも含めて、そういった面もあるでしょうし、もちろん農業も含めたような水利用……。

それは平常時の話で、洪水のときには関係ないかもしれませんが、危険度を考え

るときに、ほかの影響もあろうかと思うので、今日見せていただいた資料で、平成30年の結果が一個出ていますけれども、例えば数年やってみて、単に時間変化だけじゃなくて、気候変動とその周辺の影響を切り分けた上で一度評価しておいていただけると、それ以外の委員会とか、もしくは気候変動を取り上げるときに、上手にそこを切り分けて我々は議論できるのかなと思うと、そんなところもまた教えていただきたいですし、何かそんなのがあればコメントいただけたら幸いです。

○末次座長 ありがとうございます。

渡邊委員、何かございますでしょうか。

○渡邊委員 土地改良連合会の渡邊といいます。

我々は河川から取水している農業用水関係の団体です。先ほどから河川整備計画の点検等について、確実に整備を進め、河道の掘削や、堤防を嵩上げなど、30年の計画の中で進めているということでしたので、我々から見ますと、河道が安定して流れているということが一番重要です。そのことで農業用水が着実に、確実に取水することができていることに、非常に感謝しております。

残念ながら、一昨年、昨年と台風とか長雨があり、富士川水系において直轄河川区域以外の中小の河川においても農業用の水利施設がかなり被災をしました。現状の段階においても、まだ被災途上で復旧している最中の施設もあり、その管理に非常に苦労しているというのが現実です。

富士川本川においても、頭首工や幾つか取水施設がありますが、施設自体は被害を受けなくとも、完全に埋まってしまって、土砂の撤去に例年の数倍の費用と労力を要しており、非常に苦労しているのが現実です。

河川整備計画は30年の計画であると最初に説明がありました。確かに30年後を見据えながら色々な計画を進めていただけるのは、非常にありがたい話だと思います。しかしながら、農業用施設を維持管理するには1年とか2年、あるいは半年とか、来年の田植えまでに何とかしなければならぬとか、そういうレベルの話が多くあります。それらの対応策についても計画の内容の中に入れていただけたらと思います。

以上でございます。

○末次座長 ありがとうございます。

時間は多少過ぎていますが、ほかに何か質問、御意見ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

委員の皆さんから御意見をいただきました。これ以上、特に御意見ございませんでしたら、私のほうでまとめさせていただきたいと思います。

本日御説明いただいた点検結果案ですね、これでは流域の社会情勢の変化、河川整備に関する新たな視点を踏まえて河川整備計画の内容を検討する必要があるということです。本日、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、必要により計画変更も含めて内容の検討を進めていただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○末次座長 特に異議がないと思いますので、今後、必要により計画変更を含めて内容の検討を進めていただきたいと思います。

VI. 今後の進め方について

○末次座長 続いて、議事次第の6番目です。今後の進め方についての説明を事務局からお願いいたします。

○内藤調査第一課長 お手元の説明資料3を御覧いただければと思います。

今後の進め方については、そちらにイメージとして記載させていただいてございます。今日は第1回のフォローアップ委員会ということで、河川整備計画の点検結果について御意見をいただいたところでございます。今後は、いただいた意見を踏まえて河川整備計画の内容について検討を進めていきたいと考えてございます。その内容を検討するに当たりましては、右側に記載しておりますけれども、気候変動を踏まえた治水計画の見直しといったものも検討を行った上で、計画変更も視野に入れて進めていきたいと考えてございます。

一方で、当面は流域治水の転換を踏まえて、流域治水プロジェクトを推進していかねればいけないということで、早急に実施すべき事前防災対策を加速化させる必要があると考えてございます。ですので、こういった計画変更等できるまでは現行計画に基づいて事業は継続していきたいということで、次回は当面の事業執行に関する事業評価について御審議をいただければと考えてございます。

説明は以上になります。

○末次座長 事務局より今後の進め方について説明がありました。今後のこともありますので、何か質問がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。――

よろしいでしょうか。

それでは、この案に従って、今後進めていただきたいと思います。

以上で審議は終わったと思いますので、進行を事務局にお返しいたします。

VII. 閉 会

○金子副所長 末次座長、議事の進行、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては長時間にわたってありがとうございました。

これにて第1回富士川河川整備計画フォローアップ委員会を終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。